

ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成21年12月 No.435

「新規高卒者求人確保キャンペーン」

の実施について

本県の雇用情勢は、昨年来の世界的経済危機により急速に悪化して以来、依然として回復に至っておらず、特に新規高卒者においては採用枠が縮小し、県内就職を希望する高校生にとって非常に厳しい状況が続いている。9月16日からは選考試験が始まっているが、県内企業からの求人は8月末現在で、昨年同月比5割の減少となっており、このままの状態が続くと来年3月には多くの就職未決定者がすることが危惧される。

このため、岩手労働局、岩手県、岩手県教育委員会及び学校の関係機関が一体となり、経済団体とも連携して「新規高卒者求人確保キャンペーン」を実施し、県内企業に対して、国、県が実施している様々な施策の利用を周知するとともに、地域産業の担い手となる若者の雇用確保や育成への理解を求め、早期に高卒求人の確保を目指すものである。

取組内容

1. 県内主要経済団体への求人要請
2. 企業訪問による求人開拓の継続
3. 各市町村、商工労働団体等への求人提供呼び掛けポスターの掲示
4. 新規高卒者を対象とした就職面接会の開催



[企業の皆様へ]

緊急告知

新規高卒者の採用枠の拡大をお願いします。

新規高卒者の求人枠が结构性に不足しています。
岩手の素晴らしい人材を逃さないためにも、
新規高卒者の求人をお願いします。
若いチカラに、チャンスをください。

新規高卒者求人確保キャンペーン
10/26(月)～12/25(金)

岩手労働局・ハローワーク・岩手県・岩手県教育委員会

キャンペーン期間

平成21年10月26日（月）～平成21年12月25日（金）

○ 「新規高卒者求人確保キャンペーン」の実施について	1
も ○ 障害者の雇用状況について（平成21年度）	2
く ○ いわて就職面接会Ⅳが開催されました	3
じ ○ 改正労働基準法のポイント	3
○ 岩手県の産業別最低賃金	4
○ 最近の求人求職の動き	4

障害者の雇用状況について（平成21年度）

盛岡公共職業安定所

今回取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、1人以上の障害者を雇用すべきこととされている事業主等から、6月1日現在における障害者の雇用状況の報告を求め、これを集計したものです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた雇用率は以下のとおりであり、各企業、法人、機関は、この率以上の割合をもって障害者を雇用しなければなりません。

○民間企業・・・・・・・・・一般の民間企業・・・1.8%

特殊法人等・・・2.1%

○国及び地方公共団体・・・・・国及び地方公共団体・・・2.1%

都道府県等の教育委員会・・・2.0%

1. 雇用障害者数は915.0人 実雇用率は1.70%で、法定雇用率達成企業47.4%

1.8%の障害者雇用率（以下「雇用率」という。）が適用される一般の民間企業（常用労働者が56人以上規模の企業）における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は915.0人で、前年と比較して4.0人増加している。

実雇用率でみると1.70%と前年と同率になっている。

また、雇用率未達成企業の割合は、47.4%と前年に比べて4.6ポイント増加している。

障害者の雇用状況

区分	企 業 数	雇 用 状 況			雇用率達成企業の割合
		法定常用労働者数 (注) 1	障害者数 (注) 2	実雇用率	
盛 岡	企業	人	人	%	%
	308	53,887	915.0	1.70	47.4
	(311)	(53,662)	(911.0)	(1.70)	(42.8)
岩手県	企業	人	人	%	%
	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2
	(743)	(116,503)	(2,031.0)	(1.74)	(48.7)
全 国	企業	人	人	%	%
	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5
	(73,042)	(20,499,012)	(325,603.0)	(1.59)	(44.9)

(注) 1. 「法定常用労働者数」とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数で、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数である。

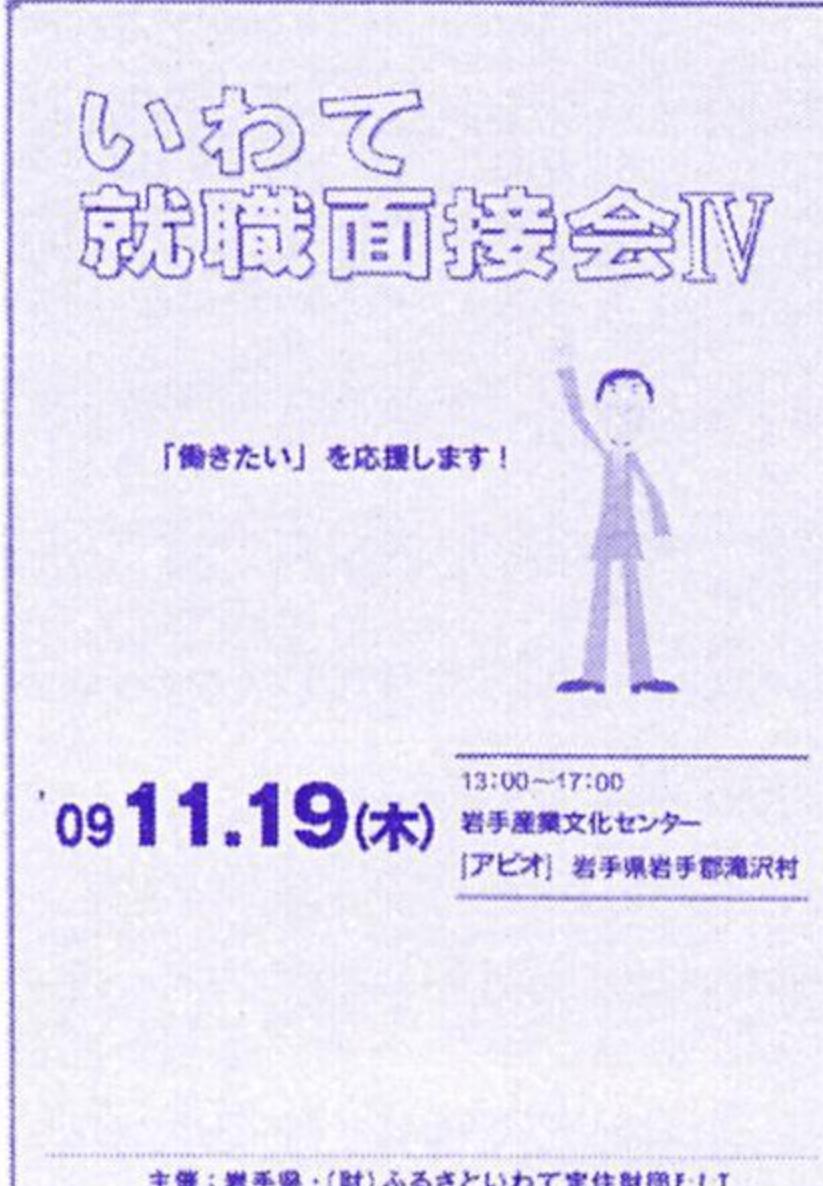
(注) 2. 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、ダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、0.5カウントしている。

(注) 3. () 内は、前年（平成20年6月1日現在）の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

「いわて就職面接会Ⅳ」が開催されました

平成22年3月に就職時期を迎え、県内への就職を希望する学生、既卒者及び一般求職者を対象として「いわて就職面接会Ⅳ」が去る11月19日（木曜日）いわて産業文化センター アピオ（滝沢村）において開催されました。



昨年来の厳しい雇用情勢の中、参加企業は前年度の73事業所から38事業所と半減しましたが、会場には来年3月に卒業を迎える学生をはじめ、地元への就職を希望する一般の求職者など435人が各事業所のブースをまわり面談していましたが、終了予定時刻を過ぎても面談が続くなど、会場は熱気で溢っていました。

～未来を担う人材を地元から～
事業主の皆様のご理解とご協力をお願い致します。



改正労働基準法のポイント

労働時間の現状を見ると、週60時間以上労働する労働者の割合は全体で10.0%、特に30歳代の子育て世代の男性のうち週60時間以上労働する労働者の割合は20.0%となっており、長時間にわたり労働する労働者の割合が高くなっています。

こうした働き方に対し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっています。

このため、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

主な改正内容

I 「時間労働の限度に関する基準」

- 「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を越える時間外労働に対する割増賃金率を引上げるよう努めること等とされます

II 法定割増賃金率の引き上げ

- 月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません
- 引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます
- 中小企業には当分の間適用が猶予されます

III 時間単位年休

- 労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります

施行期日

平成22年4月1日

詳しいことは最寄の労働基準監督署までお問い合わせください。

必ずチェック最低賃金！

★岩手県の産業別最低賃金★

◇鉄鋼業

日額 5,714円

時間額 715円

効力発生日／平成20年12月10日

岩手県最低賃金は平成21年10月4日から
時間額628円から 631円になりました。

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 692円

効力発生日／平成21年12月30日

◇鉄鋼業、金属線製品

その他の金属製品製造業

時間額 704円

効力発生日／平成21年12月30日

◇各種商品小売業

時間額 700円

効力発生日／平成22年3月1日

◇電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 688円

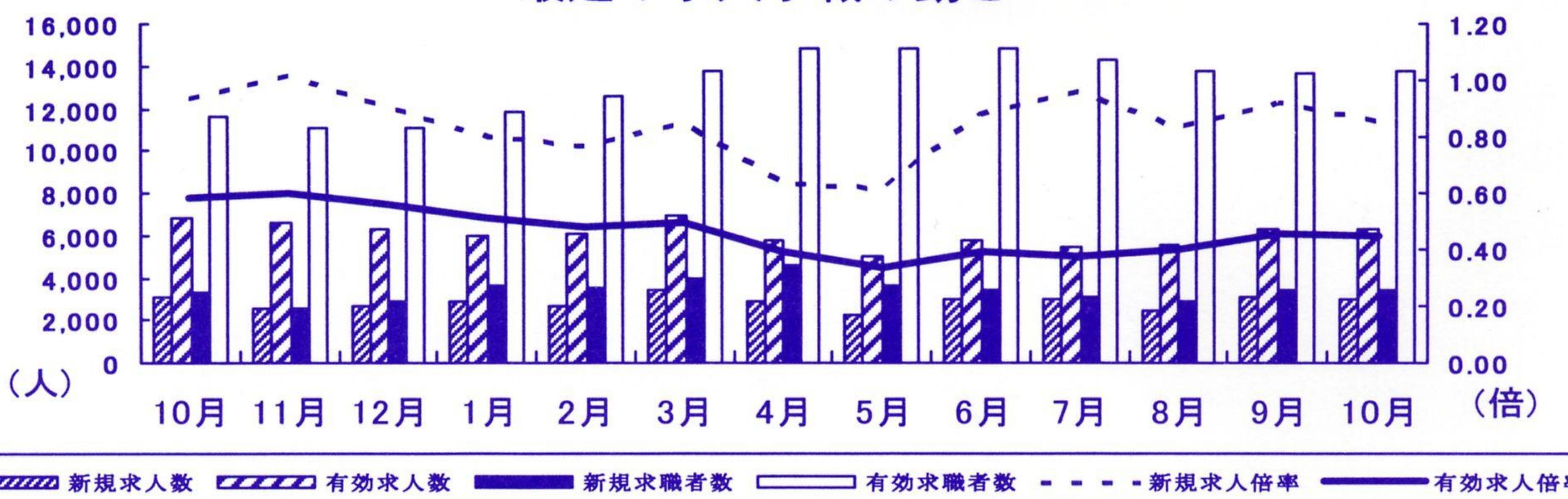
効力発生日／平成21年12月30日

◇自動車小売業

時間額 713円

効力発生日／平成21年12月30日

最近の求人求職の動き



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312